

参 考

總 行 行 第 4 2 号
國 總 入 企 第 1 号
平成 21 年 4 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿
(契約担当課扱い)

總 務 省 自 治 行 政 局 長

國 土 交 通 省 建 設 流 通 政 策 審 議 官

公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について

国の平成 21 年度予算が本年 3 月 27 日に成立したところですが、地域の建設業を巡る状況が一層厳しくなる中で、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要があります。

このため、平成 21 年度において緊急に実施する必要があると認められる以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

- 一 公正な競争の中で企業体质を向上、強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進することが重要であり、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。
- 二 予定価格の事前公表の取りやめ等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年12月22日付け総行行第171号・国総入企第21号）で要請したところであるが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることから、適切に対応すること。
- 三 いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積もりを活用した積算方式の活用に努めること。また、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。
- 四 適正価格での契約の推進を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、国土交通省において今年度から低入札価格調査基準価格を更に見直したことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。
- 五 総合評価方式の導入・拡大に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大に努めること。また、発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、工事実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の導入・拡大に努めること。さらに、市区町村の実施する総合評価について都道府県に設置されている第三者機関を活用するなど、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用による体制整備に努めること。
- 六 公共事業において材料費等の4割を支払対象の上限とする前払金の支払いについては、「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」（平成20年9月12日付け総行行第124号・国総入企第10号）で要請したところであり、適切に対応すること。
- 七 完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施するとともに、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。
- 八 地域建設業経営強化融資制度（下請セーフティネット債務保証事業を含む。）について、未導入団体は早急にその導入を図るとともに、導入済団体についても債権譲渡の承諾の迅速な運用に努めること。